

## 1 背景

本年 2月 独立行政法人通則法の一部改正法案を提出 ⇒ 5月21日 成立

不要財産の国庫納付の義務付け等を規定

3月 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の報告書を発表

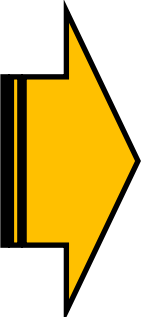
内部統制をマネジメント改革の重要なツールと位置付け、その概念整理・具体的取組を提示

4月 「行政評価等プログラム」を発表

「保有資産の見直し」と「内部統制の充実強化」を年度評価の重要視点とする旨言及

5月 「新たな成長戦略ビジョン—原口ビジョンⅡ—」を発表

「埋もれている資産の活用」の方策として、「保有資産の見直し」を年度評価で厳格にチェック

- 
- 「保有資産」と「内部統制」に係る項目を本年度実施する年度評価の重点項目に位置付け
  - これを受けて、必要な視点・留意点を整備するため、当面の「評価の視点」<sup>(注1)</sup> 及び本年度の「具体的取組」<sup>(注2)</sup>を改正

(注1)「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(政策評価・独立行政法人評価委員会決定):当面の視点

(注2)「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(同委員会独立行政法人評価分科会決定):当該年度の留意点

## 2 主な視点・留意点

※独法における以下の取組に留意

### (1) 保有資産

#### 保有の必要性・規模の適切性

○以下の事項の検証

##### 【実物資産】

- 任務遂行上の有用性・有効性
- 事業内容に照らした規模の適切性
- 現在地に立地する必要性
- 資産の利用度、経済合理性 等

##### 【金融資産】

###### □ 事業用資産

- 任務遂行上の有用性・有効性
- 事業内容に照らした規模の適切性

###### □ 現金・預金、有価証券等

- 負債や年間の資金繰り等を考慮した上での保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性

###### □ 事業以外での貸付金

- 当該貸付の必要性

##### 【知的財産】

- 実施許諾の可能性、経済合理性(維持経費を考慮)

不要

#### 処分・有効活用の適切性

##### 【実物資産】

- 有効活用の可能性、効果的な処分について検討
- 検討結果を踏まえた取組

##### 【金融資産】

- 資産の売却、国庫納付等の取組

##### 【知的財産】

- 特許権等の整理等の取組

必要

#### 管理・運用の適切性

##### 【実物資産】

- 管理業務の効率化
- 利用拡大等による自己収入向上

##### 【金融資産】

- 運用方針等の明確化、運用体制の確立
- 貸付審査の徹底、回収率向上

##### 【知的財産】

- 出願・活用に関する方針の策定・体制の整備

### (2) 内部統制 ～具体的で、より高い水準の目標実現に向けた、マネジメント改革を推進～

#### 法人の長のマネジメント

- トップ・マネジメントを発揮するための環境整備
- 今後の内部統制の充実・強化に向けた計画策定
- 先進的な取組の状況(目標の高度化に向けたアクションプランの整備)

#### 監事によるモニタリング

- 法人の長とは独立した立場からのモニタリングの状況
- 改善点等の関係役員への報告

### 3 事業仕分け等への対応

- 本年4月 独立行政法人を対象にした事業仕分けの実施
- この事業仕分け等を踏まえた独立行政法人の見直しを各府省に求める総理発言(H22.5.21閣僚懇談会)を踏まえ、次の2点に留意
  - ① 事業仕分け結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込んで評価をしているか。
  - ② 横断的な見直しの方針に沿った事業の見直し等に踏み込んで評価をしているか。

(その他)

- 個別事項は、昨年度に引き続き「基本的な視点」に沿って厳格に評価
- 共通的事項のうち前記の重点項目等以外は、昨年度評価意見のフォローを基本